平成18年6月8日

株　主　各　位

東京都港区赤坂一丁目6番16号
株式会社東京スター銀行
取締役兼代表執行役頭取　　タッド・バッジ

第５期定時株主総会招集ご通知

拝啓　時下ますますご清栄のこととお慶び申しあげます。

さて、当社第5期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご参照のうえ、平成18年6月23日（金曜日）午後5時までに議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

【郵送による議決権の行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

【インターネットによる議決権の行使の場合】

パソコンまたは「ｉモード」、「EZweb」、「Vodafone live！」対応携帯電話から議決権の行使サイト（http://www.it-soukai.com　またはhttps://daiko.mizuho-tb.co.jp）にアクセスしていただき、画面の案内に従って、議案に対する賛否をご記入ください。

インターネットによる議決権行使に際しては、後記50頁の「インターネットでの議決権行使について」をご確認くださいますようお願い申しあげます。

なお、議決権行使書面とインターネットによる方法とを重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものといたします。また、同一の株主の方が複数回インターネットによる議決権行使を行った場合は、最後に行われたものを有効な議決権の行使としてお取扱いいたします。

敬　具

◎　当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎　株主総会参考書類および添付書類に修正が生じた場合は、インターネットの当行ウェブサイト（http://www.tokyostarbank.co.jp）に掲載させていただきます。

注）　なお、当社は、平成13年6月11日に銀行としての営業を開始しているため、平成13年度を第1期としております。

記

１．日　　時　平成18年6月26日（月曜日）午前10時

２．場　　所　東京都港区赤坂一丁目12番33号
東京全日空ホテル　地下1階　プロミネンス
（末尾の会場案内図をご参照ください。）

３．会議の目的事項

報 告 事 項　第5期（平成17年4月1日から平成18年3月31日まで）営業報告書、貸借対照表および損益計算書ならびに利益処分報告の件

決 議 事 項

第１号議案　定款一部変更の件

第２号議案　取締役11名選任の件

４．招集にあたっての決定事項

代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する株主の方に委任する場合に限られます。なお、代理人は1名とさせていただきます。

以　上

添付書類

営　業　報　告　書

（平成17年４月１日から
平成18年３月31日まで）

１．営業の概況

(1) 営業の経過及び成果等

【主要な事業内容】

当行は、首都圏を主要な地盤とした地域金融機関であり、預金業務、貸出業務、為替業務のほかに投資信託や保険商品等の窓口販売業務並びに証券仲介業務等を通じて、地域の皆様に幅広い金融商品・サービスを提供しております。

【金融経済環境】

当会計年度における経済情勢を振り返りますと、日本経済は着実に回復を続けました。輸出は引き続き中国等海外経済が拡大する中で増加しており、国内においては高水準の企業収益を背景に設備投資が増加を続け、個人消費も底堅く推移しました。

金融情勢に目を向けますと、そうした日本経済の回復を背景に消費者物価も対前年比プラスに転じたことから、日銀は、引き続きゼロ金利政策を維持しつつも、2001年３月より実施してきた量的緩和政策を５年ぶりに解除することになりました。長期金利は期初1.2%で推移し、年央より緩やかな上昇に転じ、年度末には2%台を目指す動きになりました。また、日経平均株価も同様に年間を通じて回復基調で推移し、期初11,000円台から年度末には17,000円台へと上昇しました。

【営業の経過及び成果】

（リテールバンキング業務）

リテールバンキング業務については、当行の企業フィロソフィーである「Financial Freedom（お客さまをお金の心配から解放すること）」を実現すべく、お客さまにゆったりした気分でご相談いただける「コーチング・ブース」を中心にデザインされた「ファイナンシャルラウンジ」、ATM、インターネット、電話などの多様なチャネルを活用し利便性に優れたネットワークを増強する一方、高い商品開発力を維持して「ユニークな商品・サービス」の充実・強化に努めてまいりました。

たとえば、新商品の販売については、平成17年９月に、高齢化社会を見据え、60歳以上の方を対象とした資産活用ローン「充実人生」の販売を開始し、個人向けローンの商品構成を充実いたしました。また、平成18年２月には、低金利が続いている中での高金利ニーズを捉えた商品として、６年満期特約付10年定期預金「右肩上がり円定期」の販売を開始いたしました。

（コーポレートファイナンス業務）

コーポレートファイナンス業務については、「中小企業に対して、高い付加価値を有するソリューションを提供すること」を戦略の要とし、着実な成果を上げてまいりました。ノンリコースローンなどのストラクチャードファイナンスの手法を充実させる一方で、医療・福祉、環境、運輸業を戦略分野とし、これらの業種に対するソリューション提供のために、専門性の高い人員を配置してまいりました。

これら取組の成果として、平成17年７月には、浦安市舞浜地域における開発型不動産流動化手法を用いたホテル開発事業へのファイナンス面での参加が実現、９月には、秋田県北部のエコタウン事業に対してプロジェクトファイナンスを組成することができました。また、平成18年２月には、高齢介護事業者間の資本業務提携に係るアドバイザリー業務及びファイナンスも実行いたしました。

（預金）

預金残高は、当期末残高で１兆3,664億円となり、対前期比365億円の増加となりました。特に、個人預金については、安定的な増加により対前期比7.1％増加して１兆894億円となり、総預金に占める割合も79.7％となりました。

（貸出金）

不動産ノンリコースローン、プロジェクトファイナンス等の継続的展開や専門事業等への融資増加並びに個人向けローンの順調な増加により、貸出金の当期末残高は１兆255億円となり、対前期比1,649億円の増加となりました。

（有価証券）

有価証券については、効率性及び機動性等を考慮し運用した結果、当期末残高は2,766億円となり、対前期比879億円の減少となりました。

（為替取扱高）

内国為替業務は、当期中の取扱高が39,987億円となりました。

また、外国為替業務は、当期中の取扱高が1,965百万ドルで、前期比291百万ドルの減少となりました。

（店舗）

平成17年４月には辻堂支店をJR藤沢駅前に移転し藤沢支店ファイナンシャルラウンジとし、６月には渋谷支店を渋谷公園通りに移転、ファイナンシャルラウンジに改装いたしました。10月には九州最大の経済都市である福岡に福岡出張所を新規開設し、首都圏を中心に32本支店２出張所の充実したネットワークを構築しております。

また、平成18年２月には、株式会社サークルＫサンクスと今年７月より首都圏の同社コンビニ店舗へＡＴＭを設置することで基本合意し、ＡＴＭネットワークの充実・強化に努めました。

（損益）

資金収益については、リテールバンキング及びコーポレートバンキングの各ビジネスの積極的な展開により貸出金が大幅に増加したため、営業譲渡に係る買取債権収益が大幅に減少したにもかかわらず対前期比31億円増加しました。役務取引等利益についても、投資信託や個人年金保険等の販売が順調に伸びたことから対前期比２億円増加しました。一方、業容拡大に伴い物件費等経費も対前期比41億円増加したため、経常利益は221億円で、対前期比１億円の増加となりました。当期純利益は166億円で、対前期比26％、35億円の増加となりました。

（対処すべき課題）

当行の営業地盤の中心となる首都圏は、多くの金融機関が激しい競争を展開する厳しいマーケットでありますが、お客さまの要望や当行の提供すべきサービス等の面において、競合他行、或いは首都圏以外を営業基盤とする地方金融機関とは、自ずと差異があるものと考えております。当行としては、いわゆるフルライン戦略とは一線を画し、個人リテール及び中小企業取引に重点的に経営資源を集中し、スピード感を持った経営を進めることにより他行との差別化を図りながら、引き続き高率の成長を追求してまいります。

また、本年５月１日に施行された会社法に基づき、連結子会社を含む東京スター銀行グループにおけるコーポレートガバナンス体制の一層の強化と、いわゆる日本版企業改革法の導入を睨みつつ、財務報告に係る内部統制の充実化を更に推進してまいります。さらに、常に収益性を保ちながら市場のニーズに応えるため、多様なリスクを共通の枠組みに基づいて収益性を評価する管理体制の構築を目指してまいります。

(2) 営業成績の推移

（単位：億円）

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
預金	10,939	11,183	13,299	13,664
定期性預金	6,972	7,993	9,372	9,429
その他	3,966	3,189	3,926	4,234
貸出金	5,664	6,910	8,606	10,255
個人向け	2,311	2,575	3,065	3,922
中小企業向け	2,167	3,064	4,717	5,621
その他	1,185	1,270	823	711
商品有価証券	0	0	0	0
有価証券	4,253	3,716	3,645	2,766
国債	2,275	1,711	1,872	1,270
その他	1,977	2,005	1,773	1,495
総資産	11,962	12,260	14,440	15,045
内国為替取扱高	30,192	39,231	45,720	39,987
外国為替取扱高	1,887百万ドル	2,767百万ドル	2,256百万ドル	1,965百万ドル
経常利益	20,742百万円	24,651百万円	22,059百万円	22,174百万円
当期純利益	11,707百万円	13,806百万円	13,175百万円	16,695百万円
1株当たりの当期純利益	83,222円18銭	98,618円16銭	94,113円98銭	23,850円06銭

（注）１．記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
２．平成17年９月１日付で、株式１株につき５株の株式分割を行っております。

２．当行の現況

(1) 資本金の推移

（単位：百万円）

	当年度末	前年度末
資本金	21,000	21,000

（注）資本金は単位未満を切り捨てて表示しております。

(2) 株式の状況

イ.株式数　　発行する株式の総数　2,800千株
　　発行済株式の総数　700千株

（注）平成17年９月１日付で普通株式１株を５株にする株式分割を行いました。
　　これにより発行済株式総数は 560千株増加し、 700千株となりました。

ロ.当年度末株主数　45,862名

ハ.大株主

（平成18年３月31日現在）

株主名	当行への出資状況		当行の大株主への出資状況	
	持株数	持株比率	持株数	持株比率
	千株	%	千株	%
エルエスエフーティーエス・ホールディングス・エス・シー・エイ	238	34.05	—	—
エルエスエフ・トウキョウ・スター・ホールディングス・エス・シー・エイ	238	34.05	—	—
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	16	2.29	—	—
ティーエスビー・マネジャー・エル・エル・シー	13	1.98	—	—
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	11	1.65	—	—
モルガン・スタンレーアンドカンパニーインク	7	1.04	—	—
ロバート･エム・ベラーディ	5	0.71	—	—
ザ チェース マンハッタン バンク エヌエイ ロンドン エス エル オムニバス アカウント	4	0.68	—	—
日本証券金融株式会社	4	0.64	—	—
三菱UFJ信託銀行株式会社（信託口）	4	0.60	—	—

（注）１．持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
　　２．持株比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

(3) 従業員の状況

	当年度末	前年度末
従業員数	957人	896人
平均年齢	39年８月	38年８月
平均勤続年数	３年１月	２年８月
平均給与月額	559千円	526千円

（注）１.従業員数には、臨時雇員及び嘱託を含んでおりません。
２.平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
３.平均給与月額は３月の時間外手当を含む平均給与月額であり、賞与は含んでおりません。

(4) 営業所の状況

イ.営業所数の推移

	当年度末	前年度末
	店　うち出張所	店　うち出張所
東京都	17（－）	17（－）
神奈川県	５（－）	５（－）
千葉県	５（－）	６（１）
埼玉県	３（－）	３（－）
山梨県	１（－）	１（－）
愛知県	１（１）	１（１）
大阪府	１（－）	１（－）
福岡県	１（１）	－（－）
合計	34（２）	34（２）

（注）上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を 738か所（前年度末 477か所）設置しております。

ロ.当年度新設営業所

営業所名	所在地
本店営業部福岡出張所	福岡県福岡市中央区天神１－９-17 ダヴィンチ福岡天神12階

(5) 重要な子会社等

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当行議決権比率	その他
				百万円	%	
株式会社ＴＳＢキャピタル	東京都新宿区西新宿二丁目７番１号	クレジットカード業務、信用保証業務、貸金業務	昭和54年12月１日	500	100	－
ＴＳＢ債権管理回収株式会社	東京都港区赤坂一丁目８番13号	債権管理回収業務	平成９年１月17日	500	100	－

（注）１.当期中に、株式取得により、ＴＳＢ債権管理回収株式会社（旧社名：みのり債権回収株式会社）を当行子会社としました。
２.当期の連結経常収益は68,323百万円、連結当期純利益は17,149百万円となりました。

重要な業務提携の概況

１.第二地銀協地銀47行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称ＳＣＳ）を行っております。
２.第二地銀協地銀47行、都市銀行６行、信託銀行４行、地方銀行64行、信用金庫 293金庫（信金中央金庫を含む）、信用組合 150組合（全信組連を含む）、系統農協・信漁連 947（農林中金、信連を含む）、労働金庫14金庫（労金連を含む）との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称ＭＩＣＳ）を行っております。
３.第二地銀協地銀47行の提携により、ＩＳＤＮ回線交換網を利用したデータ伝送の方法による取引先企業との間の総合振込等のデータの授受のサービスおよび入出金取引明細等のマルチバンクレポートサービス（略称ＳＤＳ）を行っております。
４.郵貯との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し・入金のサービスを行っております。

３．取締役及び執行役

（平成17年度末現在）

地　位	氏　名	担当又は主な職業
取締役会長	大橋　宏	指名委員会委員
取締役兼代表執行役頭取	タッド・バッジ	最高経営責任者（ＣＥＯ）
取締役兼代表執行役	ロバード・エム・ベラーディ	最高マーケティング責任者（CMO）、リテールバンキングビジネスリーダー
取締役兼代表執行役	入江　優	最高経営管理責任者（ＣＡＯ）、コーポレートアドミニストレーショングループリーダー
取締役	寺澤芳男	報酬委員会委員
取締役	椎名武雄	日本アイ・ビー・エム株式会社　最高顧問
取締役	エリス・ショート	報酬委員会委員長、指名委員会委員、ローン・スター・キャピタル・インベストメンツ・エス・エーアール・エルマネージャー
取締役	ジャン・クロード・スクレア	指名委員会委員長、報酬委員会委員、ジェーシーエス・ストラテジーズ・インク　プレジデント
取締役	辻　康義	監査委員会委員長
取締役	田近耕次	監査委員会委員、公認会計士
取締役	志田至朗	監査委員会委員、弁護士
執行役	木下茂樹	信用リスクマネジメントグループリーダー
執行役	三井　誠	バーチャルバンキンググループリーダー
執行役	村山　豊	最高情報責任者（ＣＩＯ）ＩＴグループリーダー

地　位	氏　名	担当又は主な職業
執　行　役	守　谷　泰	コーポレートファイナンスビジネスリーダー
執　行　役	ケビン・ホフマンースミス	最高財務責任者（ＣＦＯ）ファイナンスグループリーダー
執　行　役	廣　瀬　剛	オペレーショングループリーダー
執　行　役	ジョン・デスーザ	リテールプロダクツグループリーダー
執　行　役	デイビット・ストック	リテールセールスグループリーダー

（注）取締役のうち椎名武雄、エリス・ショート、ジャン・クロード・スクレア、辻　康義、田近耕次、志田至朗は、旧商法第188条第２項第７号の２に定める社外取締役であります。

４．取締役及び執行役に対する報酬その他の職務遂行の対価

（単位：百万円）

区　分	報酬その他の職務遂行の対価である財産上の利益
取　締　役	674（うち報酬以外169）
執　行　役	787（うち報酬以外164）
計	1,461（うち報酬以外333）

（注）１．執行役を兼ねる取締役に対する報酬その他職務遂行の対価である財産上の利益は、取締役欄に記載しております。

２．上記には、役員賞与金606百万円（取締役223百万円、執行役383百万円）を含んでおります。

３．上記のほか、執行役に対し、ストックオプションとして新株予約権を無償で発行しております。その内容は、後記「５．新株予約権の状況」に記載しております。

５．新株予約権の状況

〔現に発行している新株予約権〕

	第1回新株予約権
発行決議の日	平成17年12月12日
新株予約権の数	1,400（個）
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	7,000（株）
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額	440,843（円）
新株予約権の発行価額	無償で発行するものとする

〔営業年度中に株主以外の者（特定使用人等を除く）に対し特に有利な条件で発行した新株予約権〕

割当てを受けた者の氏名、（　）は割当てを受けた新株予約権の数	守谷　泰（117個）
	三井　誠（100個）
	村山　豊（100個）
	廣瀬　剛（100個）
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	2,085（株）
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額	440,843円
新株予約権の行使期間	平成19年７月１日から平成22年６月30日まで
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできないものとする
新株予約権の消却の事由	該当ありません
新株予約権の消却の条件	該当ありません
新株予約権の有利な条件の内容	新株予約権を無償で発行

〔営業年度中に特定使用人等に対し特に有利な条件で発行した新株予約権〕

割当てを受けた者の氏名、（ ）は割当てを受けた新株予約権の数	江口 譲二	（75個）
	松尾 美香	（75個）
	牧野 達明	（75個）
	武蔵　充	（50個）
	薦田 太郎	（50個）
	渡邊　豪	（50個）
	菅野 伸和	（50個）
	多田 浩一郎	（50個）
	中村 和浩	（25個）
	佐藤 慶一	（25個）
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	
新株予約権の目的となる株式の数	4,915（株）	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額	440,843円	
新株予約権の行使期間	平成19年７月１日から平成22年６月30日まで	
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできないものとする	
新株予約権の消却の事由	該当ありません	
新株予約権の消却の条件	該当ありません	
新株予約権の有利な条件の内容	新株予約権を無償で発行	

〔営業年度中に特定使用人等に対し特に有利な条件で発行した新株予約権の状況〕

区分	当行の使用人
新株予約権の数	983個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	4,915株
付与した者の総数	70名

６．監査委員会の職務遂行のために必要な事項

当行は、下記（1）から（3）の事項を含む商法特例法第21条の7第1項第2号および商法施行規則第193条にて要請される監査委員会の職務の遂行のために必要な事項を、取締役会において定める監査委員会規則、執行役規則、内部監査ポリシーその他の諸規程において定め、監査体制を整備しております。

なお、「執行役及び使用人が監査委員会に報告すべき事項その他の監査委員会に対する報告に関する事項」のうち使用人に係る部分を明確にするため、平成18年3月24日開催された取締役会において、会社法（平成17年法律第86号）第416条1項への一連の対応策のなかで監査委員会規則および執行役規則の改定として決議（発行日は会社法施行日）しております。

(1) 監査委員会の職務を補助すべき使用人に関しては、執行役から独立した監査委員会事務局を設置し、同事務局に執行役から独立した専担者1名を配置しております。

(2) 執行役は、その職務の執行について調査担当の監査委員に対して報告を行う他、内部監査チームリーダーは、内部監査の結果の要領および監査等を通じて知った重要な懸念事項等を監査委員会および調査担当の監査委員に報告することとしています。

(3) 損失の危険の管理ならびに執行役の職務の適法性および効率性の確保については、取締役会においてリスク管理基本方針その他のリスク管理およびコンプライアンスに関する諸規程を定めて、管理体制を整備しております。

７．取締役及び執行役の個人別の報酬の内容の決定に関する方針

役員報酬については、報酬委員会で決定されます。固定報酬部分については、取締役は常勤・非常勤の別、執行役は代表権の有無、功績・実績その他当行への貢献度、マーケットにおける同業種の水準等を、また、変動報酬部分については、当行の業績、功績・実績その他当行への貢献度、マーケットにおける同業種の水準、当行の株式又は新株予約権の付与状況を考慮いたします。外国国籍の常勤取締役または執行役については、日本において勤務することにより特別に負担することとなる生活のための費用を考慮します。

第５期末（平成18年３月31日現在）貸　借　対　照　表

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金	118,959	預金	1,366,471
現金	25,911	当座預金	6,457
預け金	93,048	普通預金	360,375
コールローン	1,526	貯蓄預金	1,313
買入金銭債権	48,293	通知預金	4,564
商品有価証券	7	定期預金	942,808
商品国債	7	定期積金	169
金銭の信託	3,670	その他の預金	50,783
有価証券	276,683	外国為替	14
国債	127,084	未払外国為替	14
地方債	596	社債	3,000
社債	50,385	その他負債	40,107
株式	10,332	未決済為替借	481
その他の証券	88,283	未払法人税等	7,723
貸出金	1,025,534	未払費用	16,044
割引手形	488	前受収益	1,681
手形貸付	76,475	給付補填備金	1
証書貸付	905,977	金融派生商品	5,725
当座貸越	42,593	債権取得差額金	4,766
外国為替	275	その他の負債	3,683
外国他店預け	275	賞与引当金	1,501
その他資産	22,409	役員賞与引当金	1,037
未決済為替貸	1,778	支払承諾	2,559
前払費用	103	負債の部合計	1,414,691
未収収益	2,768	（資本の部）	
繰延ヘッジ負債	6,374	資本金	21,000
その他の資産	11,384	資本剰余金	19,000
動産不動産	13,808	資本準備金	19,000
土地建物動産	11,656	利益剰余金	50,316
保証金権利金	2,152	利益準備金	2,000
繰延税金資産	12,097	当期未処分利益	48,316
支払承諾見返	2,559	当期純利益	16,695
貸倒引当金	△21,245	株式等評価差額金	△427
資産の部合計	1,504,579	資本の部合計	89,888
		負債及び資本の部合計	1,504,579

（注）　１．記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
２．商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。
３．有価証券の評価は、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法（定額法）により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。
４．デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
５．動産不動産の減価償却は、定率法（ただし、建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	８年～50年
動産	２年～20年

６．自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（５年）に基づく定額法により償却しております。
７．外貨建資産及び負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
８．他の金融機関より取得した貸出金に係る会計処理については、証書貸付及び割引手形等は、取得価額で貸借対照表に計上し、取得価額と債権金額の差額である取得差額は、実質的な回収期間にわたり債権金額に比例して償却しております。当座貸越及び手形貸付等は債権金額で計上し、取得差額については負債に計上し、総額で実質的な回収期間にわたり定額償却しております。
　なお、破綻懸念先債権及び実質破綻・破綻先債権については取得価額で計上し、取得差額の償却を実施しておりません。
９．貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
　破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
　破綻懸念先及び下記24．の貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率等で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

また、当期の貸倒引当金繰入額は、償却原価法の適用により毎期収益に計上される取得差額に含まれていた信用リスク相当額として、損益計算書上、対応する収益勘定と直接相殺して表示しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は14,868百万円であります。

10. 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当期に帰属する額を計上しております。
11. 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当期に帰属する額を計上しております。なお、この引当金は旧商法施行規則第43条に規定する引当金であります。
12. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
13. 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金とヘッジ手段である金利スワップ取引を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。
14. 消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、動産不動産に係る控除対象外消費税等は当期の費用に計上しております。
15. 取締役及び執行役に対する金銭債権総額　―　円
16. 取締役及び執行役に対する金銭債務総額　―　円
17. 子会社の株式総額　5,281百万円
18. 子会社に対する金銭債権総額　8,260百万円
19. 子会社に対する金銭債務総額　2,045百万円
20. 動産不動産の減価償却累計額　2,922百万円
21. 貸借対照表に計上した動産不動産のほか、備品、車輌及び事務機器の一部については、リース契約により使用しております。
22. 貸出金のうち、破綻先債権額は465百万円、延滞債権額は21,057百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令

第97号）第96条第１項第３号のイからホまでに掲げる事由又は同項第４号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

なお、破綻先債権額には、DIPファイナンス（再建型法的整理手続先等に対する再建企業向け融資）50百万円が含まれており、当該債権は、担保取得等により全額保全が図られております。

23. 貸出金のうち、３カ月以上延滞債権額は６百万円であります。

なお、３カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から３月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

24. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は11,818百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び３カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

25. 破綻先債権額、延滞債権額、３カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は33,348百万円であります。

なお、22.から25.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

26. ローン・パーティシペーションで、平成７年６月１日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第３号に基づいて、参加者に売却したものとして会計処理した貸出金の元本の期末残高の総額は、92百万円であります。

また、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、貸借対照表計上額は、20,578百万円であります。

27. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は488百万円であります。

28. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券　　24,354百万円

担保資産に対応する債務

預金　　622百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として有価証券等51,787百万円を差入れております。

29. 社債には、劣後特約付社債3,000百万円が含まれております。

30. １株当たりの純資産額　　128,411円95銭

31. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。以下34. まで同様であります。

売買目的有価証券

貸借対照表計上額	7百万円
当期の損益に含まれた評価差額	△0百万円

その他有価証券で時価のあるもの

	取得価額または償却原価	貸借対照表計上額	評価差額	うち益	うち損
株式	579百万円	1,694百万円	1,114百万円	1,114百万円	－百万円
債券	146,701	145,411	△1,290	12	1,303
国債	128,319	127,084	△1,234	11	1,245
地方債	609	596	△12	0	12
社債	17,773	17,730	△43	1	44
その他	87,060	86,517	△545	508	1,053
合計	234,341	233,622	△721	1,635	2,356

「その他」の評価差額のうち複合金融商品としてその全体を時価評価し、評価差額を当期の損益に計上したものは除いております。なお、上記の評価差額から繰延税金資産293百万円を差し引いた額△427百万円が、「株式等評価差額金」に含まれております。

32. 当期中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

売却額	売却益	売却損
363,166百万円	1,320百万円	504百万円

33. 時価のない有価証券のうち、主なものの内容と貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

内容	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式及び関連法人等株式	
子会社・子法人等株式	5,281百万円
その他有価証券	
非上場株式（店頭売買株式を除く）	3,356百万円
社債（事業債）	32,655百万円
その他の証券	1,766百万円

34. その他有価証券のうち満期があるものの期間ごとの償還予定額は次のとおりであります。

	１年以内	１年超５年以内	５年超10年以内	10年超
債券	19,236百万円	123,082百万円	27,962百万円	7,785百万円
国債	15,686	89,896	13,716	7,785
地方債	－	498	98	－
社債	3,550	32,688	14,147	－
その他	14,059	30,766	24,114	2,295
合計	33,296	153,848	52,077	10,080

35. 金銭の信託の保有目的別の内訳は次のとおりであります。

運用目的の金銭の信託

貸借対照表計上額	3,670百万円
当期の損益に含まれた評価差額	△17百万円

36. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、65,407百万円であります。このうち原契約期間が１年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取り消し可能なもの）が32,616百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に（半年毎に）予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

37. 固定資産の減損に係る会計基準（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会平成14年８月９日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第６号平成15年10月31日）を当期から適用しております。これにより税引前当期純利益は25百万円減少しております。

当該会計基準の適用に当たり、投資額の回収が見込めなくなった営業用固定資産について減損損失を計上することとしております。その際の固定資産のグルーピングの方法につきましては、当行は営業戦略上、損益管理を全て本店で行うこととしていることから、銀行業等の用に供している営業用固定資産全体で一つの資産グループとしております。また、遊休資産等につきましては、当該帳簿価額を正味売却価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。その際のグルーピングの方法につきましては、各資産を各々独立した単位としております。

なお、銀行業においては、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に基づき減価償却累計額を直接控除により表示しているため、減損損失累計額につきましては、各資産の金額から直接控除しております。

38. 当行は、平成14年３月期から同16年３月期までの法人所得税（法人税、住民税及び事業税）について東京国税局の調査を受け、かかる調査に基づき、主に営業譲受に係る買取債権の債権金額と実際の取得価額との差額の償却から生じる利益の認識額及び認識の時期の相違（東京国税局は、税務上利益認識すべき額が異なるか、又はより早期に認識すべきであったとする。）から更正処分を受け、平成17年６月29日に同通知書を受領しました。その処分内容は、３期分を合計して8,801百万円の追徴課税、及び1,685百万円の加算税及び延滞税の支払を求めるものとなっております。

当行は、更なる加算税及び延滞税の負担を避けるべく、今回処分を受けた追徴課税、加算税及び延滞税の全額の納付を済ませておりますが、当行としては、当該償却利益の取扱いは、会計及び税務上適切なものであったと考えており、平成17年８月26日に国税不服審判所に対する審査請求を行っております。

第５期 （平成17年４月１日から 平成18年３月31日まで） 損益計算書

（単位：百万円）

科目	金額	
経常収益		**66,545**
資金運用収益	**45,627**	
貸出金利息	37,225	
有価証券利息配当金	5,331	
コールローン利息	36	
預け金利息	149	
金利スワップ受入利息	1,360	
その他の受入利息	1,523	
役務取引等収益	**10,845**	
受入為替手数料	1,304	
その他の役務収益	9,541	
その他業務収益	**1,940**	
外国為替売買益	203	
国債等債券売却益	1,320	
金融派生商品収益	416	
その他経常収益	**8,132**	
金銭の信託運用益	303	
買取債権回収益	6,185	
その他の経常収益	1,642	
経常費用		**44,370**
資金調達費用	**7,840**	
預金利息	7,762	
譲渡性預金利息	4	
社債利息	72	
その他の支払利息	1	
役務取引等費用	**4,502**	
支払為替手数料	111	
その他の役務費用	4,391	
その他業務費用	**505**	
商品有価証券売買損	0	
国債等債券売却損	504	
その他の業務費用	0	
営業経費	**26,372**	
その他経常費用	**5,149**	
貸出金償却	4,510	
株式等償却	24	
金銭の信託運用損	18	
その他の経常費用	596	
経常利益		**22,174**

科目	金	額
特別利益		**7,505**
動産不動産処分益	2,007	
償却債権取立益	3	
その他の特別利益	5,494	
特別損失		**716**
動産不動産処分損	637	
減損損失	25	
その他の特別損失	53	
税引前当期純利益		**28,964**
法人税、住民税及び事業税		12,536
法人税等調整額		△267
当期純利益		**16,695**
前期繰越利益		31,621
当期未処分利益		**48,316**

（注）１．記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

２．その他の特別利益には、貸倒引当金取崩益4,845百万円を含んでおります。

３．子会社との取引による収益総額　908百万円
子会社との取引による費用総額 2,317百万円

４．１株当たり当期純利益金額　23,850円06銭

利益処分

1. 利益処分の内容

（単位：円）

科目	金額
当期未処分利益	48,316,170,727
これを次のとおり処分いたしました。	
利益配当金（１株につき5,000円）	3,500,000,000
次期繰越利益	44,816,170,727

（注）当期の利益処分につきましては、平成18年５月26日開催の取締役会において、決議されました。

2. 利益処分の理由等

(1)利益処分に関する方針

当行は、銀行業としての公共性に鑑み、経営の健全性維持の観点から、経営体質の強化、内部留保の充実に努め、安定的な配当を実施していくことを基本方針としております。

(2)当期の利益処分の理由

当期の利益処分につきましては、上記の基本方針を踏まえ、株主各位に対する利益還元の観点から、１株当たり配当金を、前年度期末における1,857円から5,000円に引き上げることとさせていただきました。

（注）前年度期末における１株当たり配当金につきましては、平成17年9月1日株式１株につき５株の株式分割を実施したため、遡及修正を行った場合の金額であります。

(3)売上高または経常利益その他の利益もしくは損失が著しく増減したときは、その原因

該当事項はありません。

(4)その他財産または損益の状態に重要な影響を及ぼす事実があるときは、その内容および原因

該当事項はありません。

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成18年5月19日

株式会社東京スター銀行

取締役会　御中

新日本監査法人

指定社員 業務執行社員　公認会計士　坂本道美　㊞

指定社員 業務執行社員　公認会計士　志村さやか　㊞

指定社員 業務執行社員　公認会計士　高木竜二　㊞

当監査法人は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第21条の26第４項の規定に基づき、株式会社東京スター銀行の平成17年４月１日から平成18年３月31日までの第５期営業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、営業報告書（会計に関する部分に限る。）及び利益処分案並びに附属明細書（会計に関する部分に限る。）について監査を行った。なお、営業報告書及び附属明細書について監査の対象とした会計に関する部分は、営業報告書及び附属明細書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。この計算書類及び附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及び附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及び附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及び附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

(1) 貸借対照表及び損益計算書は、法令及び定款に従い会社の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認める。
(2) 営業報告書（会計に関する部分に限る。）は、法令及び定款に従い会社の状況を正しく示しているものと認める。
(3) 利益処分案は、法令及び定款に適合しているものと認める。
(4) 附属明細書（会計に関する部分に限る。）について、商法の規定により指摘すべき事項はない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査委員会の監査報告書謄本

監　査　報　告　書

当監査委員会は、平成17年４月１日から平成18年３月31日までの第５期営業年度における取締役及び執行役の職務の執行について監査いたしました。その結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法の概要

監査委員会は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（以下「旧商法特例法」という。）」第21条の７第１項第２号及び旧商法施行規則第193条に掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びにそれに基づき構築されている内部統制システムについて監視・検証し、かつ、監査委員会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、会社の内部監査部門その他内部統制所管部門等と連係の上、重要な会議に出席し、取締役及び執行役等からその職務の執行に関する事項の報告を受け又は聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査し、必要に応じて子会社から営業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査いたしました。また、会計監査人から報告及び説明を受け、これに基づき計算書類及び附属明細書につき検証いたしました。

取締役又は執行役の競業取引、取締役又は執行役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社又は株主との通例的でない取引等に関しては、上記の監査の方法のほか、必要に応じて取締役又は執行役等から報告を求め、詳細に調査いたしました。

２．監査の結果

(1) 旧商法特例法第21条の７第１項第２号及び旧商法施行規則第193条に掲げる事項に関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
(2) 会計監査人新日本監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
(3) 営業報告書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
(4) 利益処分に関する議案は、会社財産の状況その他の事情に照らし指摘すべき事項は認められません。
(5) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。
(6) 取締役又は執行役の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
なお、取締役又は執行役の競業取引、取締役又は執行役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社又は株主との通例的でない取引等についても取締役及び執行役の義務違反は認められません。
(7) 子会社調査の結果、取締役及び執行役の職務執行に関し指摘すべき事項は認められません。

以上

平成18年５月19日

株式会社東京スター銀行　監査委員会

監査委員　辻　　康義　㊞
監査委員　田近　耕次　㊞
監査委員　志田　至朗　㊞

（注）監査委員辻康義、田近耕次及び志田至朗は、旧商法特例法第21条の８第４項ただし書に規定する社外取締役であります。

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　定款一部変更の件

当行定款を下記のとおり変更いたしたいと存じます。

(1) 変更の理由

① 公告方法（変更案第4条）

銀行法（昭和56年法律第59号）の改正（平成18年5月1日に施行）により、銀行にても電子公告制度の導入が可能となりました。これに伴い、当行の公告の方法を、従来の方法よりも経済的かつ効率的な電子公告に変更し、あわせて事故その他不測の事態に備えて、予備的公告方法を同時に定めるものです。

② 招集権者（変更案第13条）

平成18年5月1日に施行された会社法（平成17年法律第86号。以下「新会社法」といいます。）により、株主総会の招集者は原則として取締役とされましたが、この招集者を取締役会の決定する取締役とするものです。

③ 開催の場所（現行定款第12条）

新会社法により、株主総会の開催場所が自由化されましたが、これに伴い、開催場所を限定する現行定款第12条を削除するものです。

④ 議長（変更案第14条）

現行定款では株主総会の議長を代表執行役頭取としておりますが、将来に亘り迅速・適切な議事運営を確保するため、取締役会の選任する取締役または執行役が議長を務めることとするものです。

⑤ 株主総会参考書類等のインターネット開示（変更案第15条）

会社法施行規則および会社計算規則に基づき、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類（当該連結計算書類に係る会計監査報告および監査報告を含みます。）に記載または表示すべき事項の一部をインターネットを通じて電子的に開示することにより、株主さまに対する情報開示を充実させるとともに、株主総会招集のご案内時にご送付する書類を簡素化し、また、省資源化を図るものです。

⑥ 議決権の代理行使（変更案第17条）

株主総会の円滑な議事運営のために、株主総会に出席されない株主さまが議決権の行使を委任できる代理人の人数を1名とさせていただくものです。

⑦ 取締役・執行役の任期の起算点の変更（変更案第20条および第28条）
旧商法に基づく規定文言を新会社法の規定内容に適合させるためのものであり、取締役、執行役の任期の起算点を、取締役、執行役への就任時から選任時に変更するものです。
⑧ 取締役会の決議方法等（変更案第23条）
新会社法により、取締役会決議の方法としていわゆる書面決議制度が導入され、適時・適切な取締役会決議の確保が図られましたが、当行におきましても、必要がある場合には書面決議を活用するため、本変更案により、この制度を導入するものです。
⑨ 剰余金の配当等の決定機関（変更案第32条）
新会社法の施行に伴い、新会社法の定める要件を満たした場合には、剰余金の配当および剰余金による自己の株式の取得等を取締役会決議により決定することができることとするものです。
⑩ 剰余金の配当の基準日（変更案第33条）
新会社法では、会社はいつでも剰余金を配当することが可能となりましたが、当行におきましては、本変更案により、原則的な配当基準日として3月31日および9月30日を定めるとともに、両日のほか、任意の基準日を定めて剰余金を配当できる旨を定めるものです。
⑪ 定款に定めがあるとみなされる事項の定款書面上への反映（変更案第5条、第7条、第8条および第32条）
会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号。以下「整備法」といいます。）により、定款に定めがあるとみなされる事項を定款書面上に反映させるものです。
⑫ 新会社法施行に伴う変更（変更案第2条、第6条、第8条、第10条から第12条、第16条、第17条、第19条、第20条、第22条、第23条、第26条、第28条、第29条、第31条および第34条）
上記各変更のほか、新会社法および整備法の規定内容に適合させるために、用語および引用条文について所要の変更を行うものです。なお、変更案第26条および第29条については、現行定款第26条および第29条に基づく責任免除の定めも含めて規定する趣旨です。
⑬ 定款の簡素化（変更案第9条、第11条および第27条ならびに現行定款第16条、第23条および第33条）
上記各変更に伴い内容が重複することになる規定および定款上に記載する必要のない規定を削除する等、定款記載内容を簡素化、明確化するものです。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

（下線は変更部分）

現　行　定　款	変　更　案
第１章　総則	第１章　総則
第２条（目的） 当銀行は、次の業務を営むことを目的とする。 ①～④（条文省略） ⑤　前各号の業務のほか銀行法、担保附社債信託法、社債登録法その他の法律により銀行が営むことのできる業務 ⑥　　（条文省略）	第２条（目的） 当銀行は、次の業務を営むことを目的とする。 （現行どおり） ⑤　前各号の業務のほか銀行法、担保付社債信託法、社債等登録法その他の法律により銀行が営むことのできる業務 （現行どおり）
第４条（公告の方法） 当銀行の公告は、日本経済新聞に掲載して行う。	第４条（公告方法） 当銀行の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う方法とする。
（新　設）	第５条（機関） 当銀行は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置くものとする。 ①　取締役会 ②　委員会 ③　会計監査人

現　行　定　款	変　更　案
第２章　株式および端株	第２章　株式
第５条（株式の総数） 当銀行の発行する株式の総数は、２８０万株とする。但し、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減する。	第６条（発行可能株式総数） 当銀行の発行可能株式総数は、２８０万株とする。
（新　設）	第７条（株券の発行） 当銀行は、株式に係る株券を発行する。
第６条（名義書換代理人） 当銀行は、株式および端株につき名義書換代理人を置く。	第８条（株主名簿管理人） 当銀行は、株主名簿管理人を置く。
２　当銀行の株主名簿および端株原簿ならびに株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、端株原簿の記載または記録、端株の買取り、その他株式および端株に関する事務は、これを名義書換代理人に取扱わせ、当銀行においては取扱わない。	２　当銀行の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、株券喪失登録簿および新株予約権原簿の作成および備置きその他の株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当銀行においては取扱わない。

現　行　定　款	変　更　案
第７条（株式取扱規程） 当銀行の株券の種類ならびに株式の名義書換、端株原簿の記載または記録、端株の買取り、その他株式および端株に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。	第９条（株式取扱規程） 当銀行の株主（実質株主を含む。以下同じ。）の権利行使および株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか取締役会において定める株式取扱規程による。
第８条（自己株式の取得） 当銀行は、商法第２１１条ノ３第１項第２号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。	第１０条（自己の株式の取得） 当銀行は、会社法第１６５条第２項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。
第９条（基準日） 当銀行は、毎年３月３１日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使することのできる株主とする。	第１１条（基準日） 当銀行は、毎年３月３１日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することのできる株主とする。
２　前項のほか必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。	（削　除）

現　行　定　款	変　更　案
第３章　株主総会	第３章　株主総会
第１０条（招集） 当銀行の定時株主総会は毎決算期の翌日から３ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は必要に応じてこれを招集する。	第１２条（招集） 当銀行の定時株主総会は毎事業年度の終了する日から３ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は必要に応じてこれを招集する。
第１１条（招集権者） 株主総会は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議により、代表執行役頭取がこれを招集する。	第１３条（招集権者） 株主総会は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議により、取締役会が定める取締役がこれを招集する。
２　代表執行役頭取に事故あるときは、取締役会があらかじめ定めた順序により、他の執行役がこれに代わる。	（削　除）
第１２条（開催の場所） 株主総会は、本店所在地または隣接地において開催する。	（削　除）
第１３条（議長） 株主総会の議長は、代表執行役頭取がこれにあたり、代表執行役頭取に事故あるときは、取締役会があらかじめ定めた順序により、他の執行役がこれに代わる。	第１４条（議長） 株主総会の議長は、取締役会が定める取締役または執行役がこれにあたる。

現　行　定　款	変　更　案
（新　設）	第１５条（株主総会参考書類等のインターネット開示） 当銀行は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類（当該連結計算書類に係る会計監査報告および監査報告を含む）に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。
第１４条（決議の方法） 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めのある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数でこれを行う。	第１６条（決議の方法） 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めのある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
２　定款変更の決議および商法その他の法令の定めにより商法第３４３条が準用される決議は、総株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上にあたる多数をもって行う。	２　会社法第３０９条第２項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上にあたる多数をもって行う。

現　行　定　款	変　更　案
第１５条（議決権の代理行使） 株主は、当銀行の議決権を有する他の株主を代理人として議決権を行使することができる。 ２　前項の場合には、株主または代理人は株主総会ごとに当銀行に対しその代理権を証する書面を提出しなければならない。	第１７条（議決権の代理行使） 株主は、当銀行の議決権を有する他の株主１名を代理人として議決権を行使することができる。 ２　前項の場合には、株主または代理人は株主総会ごとに当銀行に対しその代理権を証明する書面を提出しなければならない。
第１６条（議事録） 株主総会の議事については、その経過の要領および結果を議事録に記載または記録し、議長ならびに出席した取締役および執行役が記名捺印、署名または電子署名した後、当銀行において保存する。	（削　除）
第４章　取締役および取締役会	第４章　取締役および取締役会
第１７条　（条文省略）	第１８条　（現行どおり）
第１８条（取締役の選任） 取締役は株主総会において選任する。 ２　前項の選任の決議は、総株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもって行う。	第１９条（取締役の選任） 取締役は、株主総会において選任する。 ２　前項の選任の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもって行う。

現　行　定　款	変　更　案
３　取締役の選任については、累積投票によらない。	３　取締役の選任については、累積投票によらないものとする。
第１９条（取締役の任期） 取締役の任期は就任後１年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとする。	第２０条（取締役の任期） 取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
２　増員又は補欠により選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了すべき時までとする。	２　増員または補欠により選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。
第２０条　（条文省略）	第２１条　（現行どおり）
第２１条（取締役会の招集） （条文省略）	第２２条（取締役会の招集） （現行どおり）
３　取締役会は、取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないでこれを開くことができる。	３　取締役会は、取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないでこれを開催することができる。
第２２条（取締役会の決議方法） 取締役会の決議は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役の過半数が出席し、その出席した取締役の過半数をもって、これを行うものとする。	第２３条（取締役会の決議方法等） 取締役会の決議は、法令に別段の定めのある場合を除き、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって、これを行うものとする。

現　行　定　款	変　更　案
（新　設）	２　前項の規定にかかわらず、会社法第３７０条の要件を満たしたときは、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。
第２３条（取締役会の議事録） 取締役会の議事については、その経過の要領および結果を議事録に記載または記録し、出席した取締役が記名捺印、署名または電子署名した後、当銀行において保存する。	（削　除）
第２６条（取締役の責任免除） 当銀行は、取締役会の決議をもって、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（以下「商法特例法」という）第２１条の１７第１項による行為に関する取締役（取締役であった者を含む）の責任を法令の限度において免除することができる。	第２６条（取締役の責任免除） 当銀行は、取締役会の決議をもって、会社法第４２３条第１項による取締役（取締役であった者を含む）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。
２　当銀行は、社外取締役との間に、商法特例法第２１条の１７第１項による責任について、法令の定める金額を限度とする契約を締結することができる。	２　当銀行は、社外取締役との間に、会社法第４２３条第１項による損害賠償責任について、同法第４２５条第１項各号に定める額の合計額を限度とする契約を締結することができる。

現　行　定　款	変　更　案
第５章　委員会等設置会社	第５章　委員会設置会社
第２７条（委員会等設置会社） 当銀行は、商法特例法第二章第４節（委員会等設置会社に関する特例）の適用をうけるものとし、指名委員会、監査委員会、報酬委員会および１名以上の執行役を置く。	第２７条（執行役の員数） 当銀行は、１名以上の執行役を置く。
第２８条（執行役の選任・解任、任期、代表執行役および役付執行役）	第２８条（執行役の選任・解任、任期、代表執行役および役付執行役）
（条文省略）	（現行どおり）
２　執行役の任期は、就任後１年以内の最終の決算期に関する定時株主総会が終結した後に開催される取締役会の終結の時までとする。	２　執行役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結後最初に招集される取締役会の終結の時までとする。
３　増員又は補欠により選任された執行役の任期は、在任執行役の任期の満了すべき時までとする。	３　増員または補欠により選任された執行役の任期は、在任執行役の任期の満了する時までとする。
４　（条文省略）	４　（現行どおり）
第２９条（執行役の責任免除） 当銀行は、取締役会の決議をもって、商法特例法第２１条の１７第１項の行為に関する執行役（執行役であった者も含む）の責任を法令の限度において免除することができる。	第２９条（執行役の責任免除） 当銀行は、取締役会の決議をもって、会社法第４２３条第１項による執行役（執行役であった者も含む）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

現　行　定　款	変　更　案
第６章　計算	第６章　計算
第３１条（営業年度） 当銀行の営業年度は、毎年４月１日から翌年３月３１日までとする。	第３１条（事業年度） 当銀行の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月３１日までとする。
（新　設）	第３２条（剰余金の配当等の決定機関） 当銀行は、剰余金の配当等会社法第４５９条第１項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。 ２　当銀行は、前項に定める事項を株主総会の決議によっては定めないものとする。
第３２条（利益配当金） 当銀行の利益配当金は、毎決算期の最終の株主名簿に記載または記録された株主、登録質権者および端株原簿に記載または記録された端株主に対して支払う。	第３３条（剰余金の配当の基準日） 当銀行は、毎年３月３１日および９月３０日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して剰余金の配当をすることができる。
（新　設）	２　当銀行は、前項のほか基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

現　行　定　款	変　更　案
第３３条（中間配当） 当銀行は、取締役会の決議により、毎年９月３０日の最終の株主名簿に記載または記録された株主、登録質権者および端株原簿に記載または記録された端株主に対し、商法第２９３条ノ５の規定による金銭の分配（以下「中間配当」という）をすることができる。	（削　除）
第３４条（除斥期間） 利益配当金および中間配当金は、支払開始の日から満３年を経過した場合には、当銀行は、その支払いの義務を免れるものとする。	第３４条（除斥期間） 剰余金の配当は、支払開始の日から満３年を経過した場合には、当銀行は、その支払いの義務を免れるものとする。
２　未払の利益配当金および中間配当金には利息を付さない。	２　未払いの配当財産には利息を付さない。

第２号議案　取締役11名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役全員（11名）が任期満了となりますので、取締役11名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

番　号	氏　　名 （生年月日）	略歴、および他の法人等の代表状況	所有する当行株式の数
1	大　橋　　宏 (昭和11年８月21日生)	平成７年６月　住友信託銀行㈱　副社長 平成９年６月　同社　顧問 平成13年２月　ローン・スター・ジャパン顧問 平成13年６月　当行入行 代表取締役頭取兼最高経営責任者 平成14年10月　代表取締役会長兼頭取兼最高経営責任者 平成15年６月　取締役会長（指名委員会委員） （現在に至る）	0株
2	タッド・バッジ (昭和34年12月29日生)	平成11年11月　ゼネラル・エレクトリック・キャピタルグローバル・ファイナンス・ジャパン　エグゼクティブ・オペレーティング・オフィサー 平成14年３月　当行入行 取締役兼オペレーション本部長 平成14年６月　代表取締役専務兼オペレーション本部長 平成15年１月　代表取締役副頭取 平成15年６月　取締役兼代表執行役頭取最高経営責任者（CEO） （現在に至る）	3,009株

番　号	氏　　名 （生年月日）	略歴、および他の法人等の代表状況	所有する当行株式の数
3	ロバート・エム・ベラーディ （昭和29年７月18日生）	平成11年４月　シティバンク、エヌ・エイ グローバル・コンシューマー・バンク　ヴァイス・プレジデント兼ヴァーチャル・バンキング・ヘッド 平成11年７月　日興ビーンズ㈱　取締役 平成13年６月　当行入行 取締役兼企画本部長 平成14年３月　取締役兼個人金融本部長 平成14年６月　代表取締役専務兼個人金融本部長兼法人金融本部長 平成15年６月　代表執行役専務リテール金融本部長（代表執行役） 平成15年８月　取締役兼専務執行役（代表執行役） 平成16年９月　取締役兼代表執行役 平成17年４月　取締役兼代表執行役最高マーケティング責任者（CMO） 平成17年７月　取締役兼代表執行役最高マーケティング責任者（CMO）兼ブランドディベロップメントグループリーダー 平成18年１月　取締役兼代表執行役最高マーケティング責任者（CMO） （現在に至る）	5,015株

番　号	氏　　名 （生年月日）	略歴、および他の法人等の代表状況	所有する当行 株 式 の 数
4	入　江　　優 (昭和27年３月４日生)	平成12年10月　㈱住友銀行　検査部検査役 平成13年６月　当行入行 取締役兼最高財務責任者 平成14年６月　常務取締役兼最高財務責任者（CFO） 平成15年６月　取締役兼専務執行役 最高財務責任者（CFO）（代表執行役） 平成16年６月　取締役兼専務執行役兼最高経営管理責任者（CAO）（代表執行役） 平成16年９月　取締役兼代表執行役最高経営管理責任者（CAO） （現在に至る）	0株
5	寺　澤　芳　男 (昭和６年10月３日生)	昭和60年12月　野村證券㈱　副社長 昭和63年７月　国際機関MIGA　初代長官 平成６年４月　経済企画庁長官 平成10年７月　青山監査法人／プライスウォーターハウス　顧問 平成11年７月　ローン・スター・ジャパン会長 平成13年６月　当行入行 代表取締役会長 平成14年10月　取締役相談役 平成15年６月　取締役（報酬委員会委員） （現在に至る）	0株
6	椎　名　武　雄 (昭和４年５月11日生)	昭和50年２月　日本アイ・ビー・エム㈱ 代表取締役社長 平成11年12月　同社　最高顧問（現職） 平成13年６月　当行取締役 （現在に至る）	0株

番　号	氏　　名 （生年月日）	略歴、および他の法人等の代表状況	所有する当行株式の数
7	エリス・ショート (昭和35年10月６日生)	平成13年７月　ローン・スター・グローバル・アクイジッションズ・リミテッド　プレジデント 平成14年10月　当行取締役 平成15年６月　取締役（報酬委員会委員長、指名委員会委員） 平成15年11月　ローン・スター・キャピタル・インベストメンツ・エス・エーアール・エル　マネージャー （現在に至る） 【他の法人等の代表状況】 ローン・スター・グローバル・アクイジッションズ・リミテッド　プレジデント ローン・スター・キャピタル・インベストメンツ・エス・エーアール・エル　マネージャー	0株
8	ジャン・クロード・スクレア (昭和21年８月25日生)	平成７年３月　ケス・デ・デポ・エ・プラスマン・ドュ・ケベック（CDP）　代表取締役会長兼最高経営責任者 平成14年９月　ジェーシーエス・ストラテジーズ・インク　プレジデント 平成14年11月　当行取締役 平成15年６月　取締役（指名委員会委員長、報酬委員会委員） （現在に至る） 【他の法人等の代表状況】 ジェーシーエス・ストラテジーズ・インク　プレジデント	0株

番　号	氏　　名 （生年月日）	略歴、および他の法人等の代表状況	所有する当行株式の数
9	辻　　康　義 (昭和23年４月８日生)	平成７年12月　㈱日本長期信用銀行　公共法人部長 平成10年10月　ローン・スター・ジャパン・アクイジッションズ・エルエルシー　エグゼクティブ・ヴァイス・プレジデント 平成12年４月　スターファイナンス㈱　社長 平成13年６月　当行常勤監査役 平成15年６月　取締役（監査委員会委員長） （現在に至る）	0株
10	田　近　耕　次 (昭和11年１月７日生)	平成９年６月　監査法人トーマツ　会長 平成11年６月　デロイトトウシュトーマツ会長 平成13年６月　当行監査役 平成15年６月　取締役（監査委員会委員） （現在に至る）	0株
11	志　田　至　朗 (昭和32年３月17日生)	昭和58年４月　東京地方検察庁検事 平成７年４月　弁護士登録 平成13年６月　当行監査役 平成15年６月　取締役（監査委員会委員） （現在に至る）	0株

（注）１．取締役候補者　椎名武雄、エリス・ショート、ジャン・クロード・スクレア、辻康義、田近耕次、志田至朗の各氏は、社外取締役候補者であります。

２．各候補者と当行の間には特別の利害関係はありません。

３．各候補者の当行における地位および担当につきましては、『第５期定時株主総会招集ご通知』の営業報告書「取締役および執行役」（11頁から12頁まで）をご参照下さい。

4．取締役候補者　大橋宏、入江優、寺澤芳男、椎名武雄、ジャン・クロード・スクレアの各氏は、その保有する当行の株式をティーエスビー・マネジャー・エル・エル・シーに対して信託しております。その明細は次のとおりです。

氏名又は名称	所有株式数（株）
大　橋　宏	1,880株
入　江　優	627株
寺　澤　芳　男	315株
椎　名　武　雄	315株
ジャン・クロード・スクレア	315株

以　上

（参考書類）

連結貸借対照表

（平成18年3月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金	119,816	預金	1,364,714
コールローン	1,526	借用金	1,000
買入金銭債権	48,293	外国為替	14
商品有価証券	7	社債	3,000
金銭の信託	3,670	その他負債	40,566
有価証券	271,478	賞与引当金	1,528
貸出金	1,031,891	役員賞与引当金	1,037
外国為替	275	連結調整勘定	297
その他資産	23,601	支払承諾	2,326
動産不動産	13,969	負債の部合計	1,414,486
繰延税金資産	12,402	（資本の部）	
支払承諾見返	2,326	資本金	21,000
貸倒引当金	△23,768	資本剰余金	19,000
		利益剰余金	51,437
		株式等評価差額金	△432
		資本の部合計	91,005
資産の部合計	1,505,492	負債及び資本の部合計	1,505,492

（注）　記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（平成17年4月1日から 平成18年3月31日まで）

（単位：百万円）

科　目	金　額	
経常収益		68,323
資金運用収益	46,598	
貸出金利息	38,192	
有価証券利息配当金	5,333	
コールローン利息	36	
預け金利息	151	
その他の受入利息	2,884	
役務取引等収益	11,025	
その他業務収益	1,971	
その他経常収益	8,727	
経常費用		44,279
資金調達費用	7,857	
預金利息	7,762	
譲渡性預金利息	4	
借用金利息	17	
社債利息	72	
その他の支払利息	1	
役務取引等費用	2,334	
その他業務費用	622	
営業経費	27,648	
その他経常費用	5,817	
経常利益		24,043
特別利益		5,731
動産不動産処分益	2,007	
償却債権取立益	5	
その他の特別利益	3,717	
特別損失		751
動産不動産処分損	667	
減損損失	25	
その他の特別損失	58	
税金等調整前当期純利益		29,022
法人税、住民税及び事業税		12,404
法人税等調整額		△531
当期純利益		17,149

（注）　記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

インターネットでの議決権行使について

１　インターネットによる議決権行使に際して、ご了承いただく事項

議決権をインターネットにより行使される場合は、次の事項をご了承のうえ、行使していただきますよう、お願い申しあげます。

１）インターネットによる議決権行使は、当行の指定する議決権行使サイト（下記ＵＲＬをご参照ください）をご利用いただくことによってのみ可能です。なお、携帯電話を用いたインターネットでもご利用いただくことが可能です。インターネットにより、議決権を行使される場合は、招集ご通知同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コードおよびパスワードが必要となります。

２）今回ご案内する議決権行使コードおよびパスワードは、本総会に関してのみ有効です。次の総会の際には、新たに議決権行使コードおよびパスワードを発行いたします。

３）書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットの行使を有効な行使としてお取扱いいたします。

４）インターネットで複数回数、または、パソコンと携帯電話で重複して議決権行使をされた場合は、最後の行使を有効な行使としてお取扱いいたします。

５）インターネットに関する費用（プロバイダー接続料金・通信料金等）は、株主様のご負担となります。

２　インターネットによる議決権行使の具体的方法

１）http://www.it-soukai.comまたはhttps://daiko.mizuho-tb.co.jpにアクセスしてください。

行使期間中の午前３時～午前５時は上記ＵＲＬにアクセスすることができません。

※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して「ＱＲコード」を読み取り、議決権行使サイトにアクセスすることが可能です。なお、操作方法の詳細はお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。

2）議決権行使コードおよびパスワードを入力し、「ログイン」ボタンを押してください。
議決権行使コードおよびパスワードは、招集ご通知同封の議決権行使書用紙右上に記載しております。
3）画面の案内に従い、議決権を行使してください。

3　ご利用環境

1）パソコンをご利用の場合

◎パソコン	Windows®機種、Macintosh機種 （ＰＤＡ、ゲーム機には対応しておりません。）
◎ブラウザ	Microsoft® InternetExplorer5.5以上、 NetscapeCommunicator4.7以上
◎インターネット環境	プロバイダーとの契約などインターネットが利用できる環境
◎画面解像度	1024×768以上をご推奨いたします。

2）携帯電話をご利用の場合

◎携帯電話	128bitSSL通信（暗号化）が可能な機種であること。「iモード」、「EZweb」、「Vodafone live！」のいずれかのサービスが利用できること。（一部ご利用いただけない機種がございます。）

＊Microsoft®、Windows®は、Microsoft Corporationの米国および、またはその他の国における登録商標または商標です。
＊Macintoshは、Apple Computer,Inc.の商標です。
＊Netscapeは米国およびその他の国におけるNetscape Communications Corporation社の登録商標です。
NetscapeCommunicatorもまた、Netscape Communications Corporation社の商標であり、一部の国では登録商標となっている場合があります。
＊「iモード」は、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモの登録商標です。
＊「EZweb」は、KDDI株式会社の登録商標です。
＊「Vodafone live！」はVodafone Group Plcの商標です。
＊「QRコード®」は、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

4　セキュリティーについて

行使された情報が改竄・盗聴されないよう暗号化（SSL128bit）技術を使用しておりますので、安心してご利用いただけます。

また議決権行使書用紙に記載された議決権行使コードとパスワードは、株主さまご本人を認証する重要なものです。他人に絶対知られないようご注意ください。当行より株主さまのパスワードをお問い合わせすることはございません。

5　お問い合わせ先について

1）議決権電子行使に関するパソコン、携帯電話等の操作方法等に関する専用お問い合わせ先

みずほ信託銀行　証券代行部　インターネットヘルプダイヤル

電話　0120－76－8524（フリーダイヤル）

（受付時間　9：00～21：00　土日休日を除く）

2）上記1）以外の住所変更等に関するお問い合わせ先

みずほ信託銀行　証券代行部

電話　0120－288－324（フリーダイヤル）

（受付時間　9：00～17：00　土日休日を除く）

以　上

メ　　モ

メ　　モ

株主総会　会場ご案内図

会　場　東京都港区赤坂一丁目12番33号
東京全日空ホテル地下１階「プロミネンス」

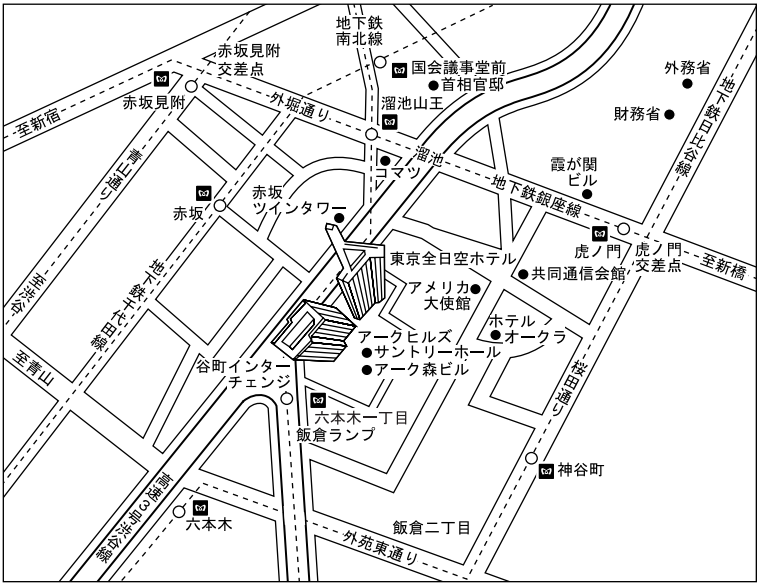

最寄駅　東京メトロ　銀座線・南北線溜池山王駅、南北線六本木一丁目駅、千代田線赤坂駅・国会議事堂前駅、日比谷線六本木駅・神谷町駅

都 営 バ ス　(都01)渋谷駅～新橋駅　赤坂アークヒルズ下車